

## 名古屋市職員共済組合職員倫理規程

(平成 18 年 3 月 31 日)  
(名古屋市職員共済組合規程第 9 号)

### (目的)

**第 1 条** この規程は、名古屋市の施策に準じ当組合職員の職務に係る倫理の保持のため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正に対する疑惑及び不信を招く行為の防止を図り、職務に対する信頼を確保することを目的とする。

### (定義等)

**第 2 条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 名古屋市職員共済組合定款（昭和37年名古屋市職員共済組合定款第 1 号）第31条に規定する職員をいう。また、嘱託員を含むものとする。
- (2) 事業者等 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 この規程の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項第 2 号の事業者等とみなす。

### (職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

**第 3 条** 職員は、倫理意識の高揚に努め、民主的で透明性の高い共済事業の運営に当たらなければならない。

- 2 職員は、法令等を遵守し、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
- 3 職員は、職務上知り得た情報について一部の者のみに対して有利な取扱いをする等不当な差別的取扱をしてはならない。
- 4 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。
- 5 職員は、法令等により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行

使の対象となる者からの贈与等を受けること等の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

6 職員は、職務の執行に当たっては、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。

7 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が職務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

#### (管理監督職員の責務)

**第4条** 管理監督職員（職員を管理し、又は監督する地位にある職員をいう。

以下同じ。）は、その地位の重要性を自覚して、管理又は監督の対象となる職員に対し、職務に係る倫理の保持のために必要な指導を行うものとする。

2 管理監督職員は、公正な職務の執行を確保するため、前条に掲げる倫理原則を踏まえ、職務の執行の方法を常に検討し、その改善を図るとともに、管理又は監督の対象となる職員の自律性を高め、良好な職場風土の形成に努めなければならない。

#### (理事長の責務)

**第5条** 理事長は、職員の職務に係る倫理の保持に資するため、研修その他の必要な措置を講じなければならない。

#### (職員倫理要綱)

**第6条** 理事長は、第3条に掲げる倫理原則を踏まえ、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する要綱（以下「職員倫理要綱」という。）を定めるものとする。

2 前項の職員倫理要綱には、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他疑惑や不信を招くような行為の防止に関し職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

#### (贈与等の報告等)

**第7条** 職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき（当該贈与等を受けた時において職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益

の価額が1件につき5,000円を超える場合に限る。)は、贈与等を受けた日から起算して14日以内に、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、理事長に提出しなければならない。

- (1) 当該贈与等により受けた利益の価額
- (2) 当該贈与等により利益を受けた年月日及びその基因となった事実
- (3) 当該贈与等をした事業者等の名称及び住所
- (4) 前3号に掲げるもののほか職員倫理要綱で定める事項

2 前項の規定により贈与等報告書の提出があったとき、理事長は、速やかに、当該贈与等報告書の適否を判断するため、名古屋市職員共済組合職員倫理委員会に審査を依頼しなければならない。

3 贈与等報告書は、これを受理した理事長において、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

#### (違反行為があった場合の調査)

**第8条** 理事長は、職員にこの規程又はこの規程に基づく要綱に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、当該行為に関して必要な調査を行なうものとする。

2 理事長は、職員にこの規程又はこの規程に基づく要綱に違反する行為を行った疑いがあると思料する場合であって、職員の職務に係る倫理の保持に関して特に必要があると認めるときは、名古屋市職員共済組合職員倫理委員会に対して、当該行為に関する調査を依頼することができる。この場合において名古屋市職員共済組合職員倫理委員会が当該調査を終了したときは、理事長に対し、当該調査結果を報告するものとする。

#### (名古屋市職員共済組合職員倫理委員会)

**第9条** 名古屋市職員共済組合に名古屋市職員共済組合職員倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 贈与等報告書の審査を行うこと。
- (2) 前条第2項の規定に基づき、理事長が依頼した調査を行うこと。
- (3) 理事長に対し、職員の職務に係る倫理の保持を図るため監督上必要な措

置を講ずるよう求めること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、職員の職務に係る倫理の保持を図るため、理事長から依頼を受けた事項について調査審議し、その結果を理事長に報告すること。

3 委員会は、前項各号に掲げる事務を行なうため、関係人に対し、説明又は資料の提出を求め、その他の必要な調査を行うことができる。

4 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、職員倫理要綱で定める。

**(体制の整備及び調整等)**

**第10条** 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、理事長の下に職員の倫理を監理する倫理監、監理主幹及び監理主査等の職員を置く。

2 前項に規定する職員の倫理を監理する職員は、職員の職務に係る倫理の保持に関する指導、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

**(報告)**

**第11条** 理事長は、必要に応じ、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた措置について、組合会及び理事会に報告するものとする。

**(委任)**

**第12条** この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成18年4月1日から施行する。